

(5) なし

区分	省令技術名	認定基準	[参考]県慣行基準
有機質資材施用技術	① たい肥等有機質資材施用技術 (使用の目安:1t/10a) ※ 土壌診断に基づくもの (ナギナタガヤ・ライ麦等による草生栽培を含む)		
化学肥料低減技術	① 局所施肥技術 ② 肥効調節型肥料施用技術 ③ 有機質肥料施用技術	化学肥料由来の窒素成分量 10.5kg/10a以下	15.0kg/10a
化学農薬低減技術	① 機械除草技術 ② 生物農薬利用技術 ③ 抵抗性品種栽培・台木利用技術 ④ 天然物質由来農薬利用技術 ⑤ 光利用技術 ⑥ 被覆栽培技術 (雨よけ、防虫網、被覆資材等) ⑦ フェロモン剤利用技術 ⑧ マルチ栽培技術	化学農薬使用回数(成分数) 23回以下 二十世紀系統 30回以下	32回 二十世紀系統 42回

【その他留意事項】

- 窒素過剰による過繁茂とにならないように努め、夏枝の誘引を確実にを行い、樹冠内への日光の透過と通風をよくし、ほ場衛生を図る。